

令和2年2月14日提出

令和2年2月市議会定例会

説明書・参考

議案第25号～議案第37号

島 田 市

説 明 書

議案第25号 島田市情報公開条例等の一部を改正する条例について

令和2年4月1日から公共下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部を適用することに伴い、関連する9条例を一括して改正し、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第26号 島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

静岡県のごども医療費助成事業事務取扱要領の一部が改正され、平成31年4月1日診療分から所得制限が撤廃されたことに伴い、ごども医療費の助成に関する事務において個人番号を利用する必要がなくなったため、条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第27号 島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

令和元年12月に国家公務員の給与の改定に準じて島田市職員の給与に関する条例（平成17年島田市条例第40号）を改正したことに伴い、令和2年4月から任用する会計年度任用職員の給与水準について均衡を図るため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第28号 島田市特別会計設置条例の一部を改正する条例について

簡易水道事業の水道事業への統合及び公共下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係する特別会計を削除するため、条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第29号 島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

国民健康保険税の普通徴収の納期について通常の納期とは別の納期を定めることができるようにするとともに、納期ごとの端数計算を100円未満で行い、各納期の納付額について平準化を図るため、条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第30号 島田市普通公園条例の一部を改正する条例について

普通公園として田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場を新たに設置する

ため、条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第31号 島田市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

平成29年6月に公布された民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に伴い、市営住宅の敷金、退去時の修繕費用等に係る規定を見直すとともに、入居者の選考方法を変更し、市営住宅の管理代行及び共益費の徴収のための規定を追加するため、条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第32号 島田市子育て世代型住宅条例の一部を改正する条例について

平成29年6月に公布された民法の一部を改正する法律の施行に伴い、子育て世代型住宅の敷金、退去時の修繕費用等に係る規定を見直すとともに、入居者の選考方法を変更するため、条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第33号 島田市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例について

平成29年6月に公布された民法の一部を改正する法律の施行に伴い、小集落改良住宅の敷金に係る規定を見直すため、条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第34号 島田市立学校設置条例の一部を改正する条例について

令和元年8月に策定した島田市立小中学校再編計画に基づき、湯日小学校と初倉小学校、北中学校と島田第一中学校を統合するため、条例の一部を改正し、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第35号 島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

令和2年4月1日から簡易水道事業を水道事業に統合することに伴い、関連する5条例を一括して改廃し、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第36号 字の区域の変更について

中河第五土地改良事業の実施に伴い、新たな区画の形状に合わせて字の区域を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

犬間辺地における住民の生活文化水準の向上を目的とした総合整備計画が、本年度末をもって終了することに伴い、新たに計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

議案第25号	島田市情報公開条例等の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	1
議案第26号	島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	17
議案第27号	島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	19
議案第28号	島田市特別会計設置条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	27
議案第29号	島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	29
議案第30号	島田市普通公園条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	31
議案第31号	島田市営住宅管理条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	33
議案第32号	島田市子育て世代型住宅条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	49
議案第33号	島田市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	57
議案第34号	島田市立学校設置条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	59
議案第35号	島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部 を改正する等の条例について ◇新旧条文対照表 -----	61

議案第36号 字の区域の変更について
◇位置図（字の区域の変更） ----- 67

議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
◇辺地総合整備計画図 ----- 68

(付記)

図面は、既成の都市計画図等を使用しているため、現況と一部異なる場合があります。

例規名 島田市情報公開条例等

新 条 文

○島田市情報公開条例（第1条関係）

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び公共下水道事業の管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）並びに病院事業の管理者をいう。

2 省略

（開示決定等の期限）

第13条 省略

2 省略

3 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

○島田市個人情報保護条例（第2条関係）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び公共下水道事業の管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）並びに病院事業の管理者をいう。

(3)

↳ 省略

(6)

（個人情報取扱事務の届出）

対 照 表

旧 条 文

○島田市情報公開条例（第1条関係）

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）及び病院事業の管理者をいう。

2 省略

（開示決定等の期限）

第13条 省略

2 省略

3 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

○島田市個人情報保護条例（第2条関係）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）及び病院事業の管理者をいう。

(3)

↳ 省略

(6)

（個人情報取扱事務の届出）

第6条 省略

2 省略

3 省略

4 市長は、前3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を速やかに第32条に規定する島田市個人情報保護審議会（同条第1項を除き、以下「審議会」という。）に報告するとともに、その内容を一般の閲覧に供さなければならない。

（個人情報の適正管理）

第8条 省略

2 実施機関は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 省略

（委託等に伴う措置等）

第12条 省略

2 実施機関から前項に規定する事務の委託を受けたもの又は指定管理者は、受託した事務又は公の施設の管理に関する事務に関して、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 省略

（訂正請求権）

第15条 省略

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第12条第2項の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

○島田市行政手続条例（第3条関係）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)

ㄱ 省略

第6条 省略

2 省略

3 省略

4 市長は、前3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を速やかに第32条に規定する島田市個人情報保護審議会（第32条第1項を除き、以下「審議会」という。）に報告するとともに、その内容を一般の閲覧に供さなければならない。

（個人情報の適正管理）

第8条 省略

2 実施機関は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 省略

（委託等に伴う措置等）

第12条 省略

2 実施機関から前項に規定する事務の委託を受けたもの又は指定管理者は、受託した事務又は公の施設の管理に関する事務に関して、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 省略

（訂正請求権）

第15条 省略

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第2項の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

○島田市行政手続条例（第3条関係）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(5)

(6) 市の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される市の執行機関、水道事業若しくは公共下水道事業の管理者（地方公営企業法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）、病院事業の管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(7) 省略

(8) 省略

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 省略

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 省略

(2) 省略

2 省略

○島田市職員定数条例（第4条関係）

（定数）

第3条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 市長の事務部局の職員

ア 一般会計 649人

イ 省略

(2)

イ 省略

(6)

(7) 企業職員

ア 省略

イ 省略

ウ 公共下水道事業 15人

○島田市下水道条例（第5条関係）

（排水設備の接続方法等）

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 省略

(5)

(6) 市の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される市の執行機関、水道事業の管理者（地方公営企業法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）、病院事業の管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(7) 省略

(8) 省略

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 省略

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 省略

(2) 省略

2 省略

○島田市職員定数条例（第4条関係）

（定数）

第3条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 市長の事務部局の職員

ア 一般会計 664人

イ 省略

(2)

イ 省略

(6)

(7) 企業職員

ア 省略

イ 省略

○島田市下水道条例（第5条関係）

（排水設備の接続方法等）

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 省略

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で企業管理規程で定めるものによること。

(3) 省略

(4) 省略

(排水設備等の計画の確認)

第6条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令（この条例に規定する基準を含む。）の規定に適合するものであることについて、企業管理規程で定めるところにより、市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 省略

(排水設備等の新設等の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、当該新設等を完了したときは、企業管理規程で定めるところにより、当該新設等の完了の日から5日以内に市長に届け出て、検査を受けなければならない。

(指定の申請)

第9条 前条第1項の指定を受けようとするもの及び前条第3項の規定により指定の更新を受けようとするものは、企業管理規程で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(指定工事店証)

第11条 市長は、指定工事店を指定したときは、企業管理規程で定める排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 省略

3 指定工事店は、指定工事店証を損傷し、又は紛失したときは、企業管理規程で定めるところにより、遅滞なく、指定工事店証の再交付を市長に申請しなければならない。

4 省略

5 省略

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第12条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、企業管理規程その他市長が定めるところに従い、誠実に工事を施工しなければならない。

2 省略

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第13条 指定工事店は、第10条第1項第1号から第3号までの要件を欠くこととなったとき、同項第4号ア若しくはカに該当することとなったとき（法人にあっては、

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則で定めるものによること。

(3) 省略

(4) 省略

(排水設備等の計画の確認)

第6条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令（この条例に規定する基準を含む。）の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 省略

(排水設備等の新設等の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、当該新設等を完了したときは、規則で定めるところにより、当該新設等の完了の日から5日以内に市長に届け出て、検査を受けなければならない。

(指定の申請)

第9条 前条第1項の指定を受けようとするもの及び前条第3項の規定により指定の更新を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(指定工事店証)

第11条 市長は、指定工事店を指定したときは、規則で定める排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 省略

3 指定工事店は、指定工事店証を損傷し、又は紛失したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、指定工事店証の再交付を市長に申請しなければならない。

4 省略

5 省略

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第12条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、誠実に工事を施工しなければならない。

2 省略

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第13条 指定工事店は、第10条第1項第1号から第3号までの要件を欠くこととなったとき、同項第4号ア若しくはカに該当することとなったとき（法人にあっては、

当該法人の役員が同号ア又はカに該当することとなったときを含む。)、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、企業管理規程で定めるところにより、直ちに、市長に届け出なければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、企業管理規程で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

(1)

ㄱ 省略

(5)

(責任技術者の責務)

第15条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、企業管理規程その他市長が定めるところに従い、排水設備工事(第2条第4号の排水設備の新設等及び撤去をいう。)の施工(監督管理を含む。)に当たらなければならない。

2 省略

(除害施設の設置)

第18条 省略

2 省略

3 前2項の規定は、企業管理規程で定める物質又は項目に係る水質の下水で企業管理規程で定める量のものについては、適用しない。

(行為の許可)

第28条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、企業管理規程で定めるところにより、市長に申請書を提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

2 省略

(企業管理規程への委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

○島田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(第6条関係)

(一括納付の報奨金)

第9条 市長は、受益者が負担金を一括納付したときは、企業管理規程で定める報奨金を交付する。この場合において、その額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(負担金の減額又は免除)

第10条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地で企業管理規程で定めるものについては、負担金を徴収しないものとする。

2 省略

当該法人の役員が同号ア又はカに該当することとなったときを含む。)、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、規則で定めるところにより、直ちに、市長に届け出なければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

(1)

ㄱ 省略

(5)

(責任技術者の責務)

第15条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、排水設備工事(第2条第4号の排水設備の新設等及び撤去をいう。)の施工(監督管理を含む。)に当たらなければならない。

2 省略

(除害施設の設置)

第18条 省略

2 省略

3 前2項の規定は、規則で定める物質又は項目に係る水質の下水で規則で定める量のものについては、適用しない。

(行為の許可)

第28条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請書を提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

2 省略

(規則への委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○島田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(第6条関係)

(一括納付の報奨金)

第9条 市長は、受益者が負担金を一括納付したときは、規則で定める報奨金を交付する。この場合において、その額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(負担金の減額又は免除)

第10条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地で規則で定めるものについては、負担金を徴収しないものとする。

2 省略

(過誤納金の還付及び充当)

第16条 市長は、過誤納に係る負担金及び延滞金（以下「過誤納金」という。）があるときは、企業管理規程で定めるところにより、遅滞なく、還付するものとする。

2 省略

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、負担金の賦課及び徴収に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 省略

(経過措置)

2 省略

(負担区に係る特例)

3 省略

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

(加算金の割合の特例)

5 省略

○島田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（第7条関係）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 市の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される市の執行機関、議会、水道事業若しくは公共下水道事業の管理者（地方公営企業法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）、病院事業の管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(3)

(過誤納金の還付及び充当)

第16条 市長は、過誤納に係る負担金及び延滞金（以下「過誤納金」という。）があるときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、還付するものとする。

2 省略

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、負担金の賦課及び徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 省略

(経過措置)

2 省略

(負担区に係る特例)

3 省略

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和21年法律第15号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

(加算金の割合の特例)

5 省略

○島田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（第7条関係）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 市の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される市の執行機関、議会、水道事業の管理者（地方公営企業法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）、病院事業の管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(3)

） 省略

(10)

○島田市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例（第8条関係）

（一括納付の報奨金）

第6条 市長は、受益者が分担金を一括納付したときは、企業管理規程で定める報奨金を交付する。この場合において、その額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（分担金の減額又は免除）

第7条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地で企業管理規程で定めるものについては、分担金を徴収しないものとする。

2 省略

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、分担金の徴収に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則

（施行期日）

1 省略

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

（加算金の割合の特例）

3 省略

○島田市公共下水道の構造の基準等を定める条例（第9条関係）

（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）

第3条 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第5条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれの

） 省略

(10)

○島田市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例（第8条関係）

（一括納付の報奨金）

第6条 市長は、受益者が分担金を一括納付したときは、規則で定める報奨金を交付する。この場合において、その額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（分担金の減額又は免除）

第7条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地で規則で定めるものについては、分担金を徴収しないものとする。

2 省略

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、分担金の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 省略

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和21年法律第15号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

（加算金の割合の特例）

3 省略

○島田市公共下水道の構造の基準等を定める条例（第9条関係）

（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）

第3条 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第5条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれの

ないものとして企業管理規程で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 省略

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の企業管理規程で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第4条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、企業管理規程で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2)

↳ 省略

(5)

(処理施設の構造の基準)

第5条 第3条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように企業管理規程で定める措置が講ぜられていること。

(終末処理場の維持管理)

第7条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように企業管理規程で定める措置を講ずること。

ないものとして規則で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 省略

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第4条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2)

↳ 省略

(5)

(処理施設の構造の基準)

第5条 第3条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように規則で定める措置が講ぜられていること。

(終末処理場の維持管理)

第7条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように規則で定める措置を講ずること。

議案第26号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

新 条 文

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 省略

3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 省略

別表 (第5条関係)

省略

対 照 表

る法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

旧 条 文

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表第1の左欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 市長は、別表第1の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 省略

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 省略

別表第1 (第4条関係)

事務	特定個人情報
<u>子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>

別表第2 (第5条関係)

省略

議案第27号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

新 条 文

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	146,100	165,900
2	147,200	167,400
3	148,400	168,900
4	149,500	170,400
5	150,600	171,700
6	151,700	174,400
7	152,800	177,000
8	153,900	179,600
9	154,900	182,200
10	156,300	183,900
11	157,600	185,500
12	158,900	187,200
13	160,100	188,700
14	161,600	190,400
15	163,100	192,200
16	164,700	193,900
17	165,900	195,500
18	167,400	197,300
19	168,900	199,100
20	170,400	200,900
21	171,700	202,400
22	174,400	204,200
23	177,000	206,000
24	179,600	207,800
25	182,200	209,400
26	183,900	211,200
27	185,500	213,000
28	187,200	214,800
29	188,700	216,200

対 照 表

旧 条 文

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
	円	円
1	144,100	164,200
2	145,200	165,700
3	146,400	167,200
4	147,500	168,700
5	148,600	170,100
6	149,700	172,800
7	150,800	175,400
8	151,900	178,000
9	153,000	180,700
10	154,400	182,400
11	155,700	184,000
12	157,000	185,700
13	158,300	187,200
14	159,800	188,900
15	161,300	190,700
16	162,900	192,400
17	164,200	194,000
18	165,700	195,800
19	167,200	197,600
20	168,700	199,400
21	170,100	200,900
22	172,800	202,700
23	175,400	204,500
24	178,000	206,300
25	180,700	207,900
26	182,400	209,700
27	184,000	211,500
28	185,700	213,300
29	187,200	214,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	249,800	335,000	399,000
2	252,300	338,000	401,900
3	254,800	340,900	404,500
4	257,300	343,800	407,200
5	259,500	346,500	409,800
6	263,300	349,700	412,200
7	267,100	352,800	414,900
8	270,900	355,900	417,300
9	274,500	358,700	419,500
10	278,500	361,400	422,200
11	282,500	364,500	424,800
12	286,500	367,700	427,500
13	290,300	370,600	429,900
14	294,300	374,100	432,400
15	298,200	377,100	434,800
16	302,100	380,700	437,300
17	305,800	384,300	439,300
18	309,400	387,000	441,700
19	312,900	389,500	444,000
20	316,500	392,100	446,400
21	320,100	394,900	447,900
22	323,800	397,200	450,300
23	327,300	399,700	452,600
24	330,600	401,800	454,900
25	334,100	403,800	456,900

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表（二）

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円		円
1	247,900	333,100	397,900
2	250,400	336,100	400,800
3	252,900	339,000	403,700
4	255,400	342,000	406,500
5	257,600	344,700	409,100
6	261,400	348,000	411,800
7	265,200	351,100	414,600
8	269,000	354,200	417,300
9	272,600	357,000	419,500
10	276,600	359,900	422,200
11	280,600	363,000	424,800
12	284,600	366,200	427,500
13	288,400	369,100	429,900
14	292,400	372,700	432,400
15	296,300	375,900	434,800
16	300,200	379,600	437,300
17	303,900	383,200	439,300
18	307,500	385,900	441,700
19	311,000	388,700	444,000
20	314,600	391,400	446,400
21	318,200	394,200	447,900
22	321,900	396,800	450,300
23	325,400	399,400	452,600
24	328,900	401,800	454,900
25	332,400	403,800	456,900

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表（二）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円		円

<u>1</u>	<u>151,000</u>	<u>188,400</u>	<u>223,600</u>
<u>2</u>	<u>152,400</u>	<u>190,000</u>	<u>225,200</u>
<u>3</u>	<u>153,800</u>	<u>191,600</u>	<u>226,800</u>
<u>4</u>	<u>155,200</u>	<u>193,200</u>	<u>228,400</u>
<u>5</u>	<u>156,400</u>	<u>194,700</u>	<u>229,800</u>
<u>6</u>	<u>158,200</u>	<u>196,200</u>	<u>231,400</u>
<u>7</u>	<u>159,900</u>	<u>197,800</u>	<u>232,900</u>
<u>8</u>	<u>161,500</u>	<u>199,300</u>	<u>234,500</u>
<u>9</u>	<u>163,100</u>	<u>200,900</u>	<u>235,600</u>
<u>10</u>	<u>164,800</u>	<u>202,600</u>	<u>237,100</u>
<u>11</u>	<u>166,400</u>	<u>204,200</u>	<u>238,500</u>
<u>12</u>	<u>168,200</u>	<u>205,900</u>	<u>239,700</u>
<u>13</u>	<u>169,700</u>	<u>207,300</u>	<u>241,300</u>
<u>14</u>	<u>171,600</u>	<u>208,900</u>	<u>242,700</u>
<u>15</u>	<u>173,600</u>	<u>210,500</u>	<u>243,900</u>
<u>16</u>	<u>175,500</u>	<u>212,100</u>	<u>245,300</u>
<u>17</u>	<u>177,400</u>	<u>213,500</u>	<u>246,100</u>
<u>18</u>	<u>179,200</u>	<u>215,100</u>	<u>247,300</u>
<u>19</u>	<u>181,000</u>	<u>216,800</u>	<u>248,500</u>
<u>20</u>	<u>182,900</u>	<u>218,500</u>	<u>249,600</u>
<u>21</u>	<u>184,700</u>	<u>219,800</u>	<u>251,000</u>
<u>22</u>	<u>186,200</u>	<u>221,300</u>	<u>251,900</u>
<u>23</u>	<u>187,700</u>	<u>222,700</u>	<u>252,900</u>
<u>24</u>	<u>189,200</u>	<u>224,200</u>	<u>254,000</u>
<u>25</u>	<u>190,800</u>	<u>225,600</u>	<u>255,200</u>

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（三）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
<u>1</u>	<u>165,300</u>	<u>192,400</u>	<u>240,200</u>
<u>2</u>	<u>166,700</u>	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>
<u>3</u>	<u>168,200</u>	<u>196,600</u>	<u>243,800</u>
<u>4</u>	<u>169,600</u>	<u>198,600</u>	<u>245,600</u>
<u>5</u>	<u>171,000</u>	<u>200,700</u>	<u>247,000</u>
<u>6</u>	<u>172,500</u>	<u>203,000</u>	<u>248,300</u>
<u>7</u>	<u>174,000</u>	<u>205,300</u>	<u>249,400</u>

<u>1</u>	<u>149,000</u>	<u>186,900</u>	<u>222,100</u>
<u>2</u>	<u>150,400</u>	<u>188,500</u>	<u>223,700</u>
<u>3</u>	<u>151,800</u>	<u>190,100</u>	<u>225,300</u>
<u>4</u>	<u>153,200</u>	<u>191,700</u>	<u>226,900</u>
<u>5</u>	<u>154,400</u>	<u>193,200</u>	<u>228,300</u>
<u>6</u>	<u>156,200</u>	<u>194,700</u>	<u>229,900</u>
<u>7</u>	<u>157,900</u>	<u>196,300</u>	<u>231,400</u>
<u>8</u>	<u>159,600</u>	<u>197,800</u>	<u>233,000</u>
<u>9</u>	<u>161,300</u>	<u>199,400</u>	<u>234,100</u>
<u>10</u>	<u>163,000</u>	<u>201,100</u>	<u>235,600</u>
<u>11</u>	<u>164,700</u>	<u>202,700</u>	<u>237,000</u>
<u>12</u>	<u>166,500</u>	<u>204,400</u>	<u>238,200</u>
<u>13</u>	<u>168,000</u>	<u>205,800</u>	<u>239,800</u>
<u>14</u>	<u>169,900</u>	<u>207,400</u>	<u>241,200</u>
<u>15</u>	<u>171,900</u>	<u>209,000</u>	<u>242,400</u>
<u>16</u>	<u>173,800</u>	<u>210,600</u>	<u>243,800</u>
<u>17</u>	<u>175,700</u>	<u>212,000</u>	<u>244,700</u>
<u>18</u>	<u>177,600</u>	<u>213,600</u>	<u>245,900</u>
<u>19</u>	<u>179,400</u>	<u>215,300</u>	<u>247,100</u>
<u>20</u>	<u>181,300</u>	<u>217,000</u>	<u>248,300</u>
<u>21</u>	<u>183,200</u>	<u>218,300</u>	<u>249,700</u>
<u>22</u>	<u>184,700</u>	<u>219,800</u>	<u>250,700</u>
<u>23</u>	<u>186,200</u>	<u>221,200</u>	<u>251,700</u>
<u>24</u>	<u>187,700</u>	<u>222,700</u>	<u>252,800</u>
<u>25</u>	<u>189,300</u>	<u>224,100</u>	<u>254,000</u>

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（三）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円		円
<u>1</u>	<u>163,000</u>	<u>190,500</u>	<u>238,500</u>
<u>2</u>	<u>164,400</u>	<u>192,600</u>	<u>240,300</u>
<u>3</u>	<u>165,900</u>	<u>194,700</u>	<u>242,100</u>
<u>4</u>	<u>167,300</u>	<u>196,700</u>	<u>243,900</u>
<u>5</u>	<u>168,800</u>	<u>198,800</u>	<u>245,300</u>
<u>6</u>	<u>170,300</u>	<u>201,100</u>	<u>246,600</u>

<u>8</u>	<u>175,500</u>	<u>207,500</u>	<u>250,700</u>
<u>9</u>	<u>176,700</u>	<u>209,800</u>	<u>251,700</u>
<u>10</u>	<u>178,400</u>	<u>211,200</u>	<u>252,700</u>
<u>11</u>	<u>180,000</u>	<u>212,600</u>	<u>253,600</u>
<u>12</u>	<u>181,500</u>	<u>213,800</u>	<u>254,500</u>
<u>13</u>	<u>182,900</u>	<u>215,200</u>	<u>255,700</u>
<u>14</u>	<u>184,900</u>	<u>216,600</u>	<u>256,800</u>
<u>15</u>	<u>186,900</u>	<u>218,100</u>	<u>257,600</u>
<u>16</u>	<u>188,900</u>	<u>219,300</u>	<u>258,600</u>
<u>17</u>	<u>191,000</u>	<u>220,700</u>	<u>259,100</u>
<u>18</u>	<u>193,100</u>	<u>222,200</u>	<u>260,000</u>
<u>19</u>	<u>195,200</u>	<u>223,700</u>	<u>261,000</u>
<u>20</u>	<u>197,300</u>	<u>225,200</u>	<u>261,800</u>
<u>21</u>	<u>199,300</u>	<u>226,300</u>	<u>262,700</u>
<u>22</u>	<u>201,500</u>	<u>228,000</u>	<u>263,600</u>
<u>23</u>	<u>203,700</u>	<u>229,700</u>	<u>264,500</u>
<u>24</u>	<u>205,900</u>	<u>231,400</u>	<u>265,500</u>
<u>25</u>	<u>207,800</u>	<u>232,700</u>	<u>266,700</u>

備考 この表は、保健師、助産師、看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

<u>7</u>	<u>171,800</u>	<u>203,400</u>	<u>247,700</u>
<u>8</u>	<u>173,300</u>	<u>205,700</u>	<u>249,000</u>
<u>9</u>	<u>174,600</u>	<u>208,100</u>	<u>250,000</u>
<u>10</u>	<u>176,300</u>	<u>209,500</u>	<u>251,100</u>
<u>11</u>	<u>177,900</u>	<u>210,900</u>	<u>252,000</u>
<u>12</u>	<u>179,400</u>	<u>212,100</u>	<u>252,900</u>
<u>13</u>	<u>180,900</u>	<u>213,500</u>	<u>254,100</u>
<u>14</u>	<u>182,900</u>	<u>214,900</u>	<u>255,200</u>
<u>15</u>	<u>184,900</u>	<u>216,400</u>	<u>256,000</u>
<u>16</u>	<u>186,900</u>	<u>217,600</u>	<u>257,000</u>
<u>17</u>	<u>189,100</u>	<u>219,000</u>	<u>257,600</u>
<u>18</u>	<u>191,200</u>	<u>220,500</u>	<u>258,500</u>
<u>19</u>	<u>193,300</u>	<u>222,000</u>	<u>259,500</u>
<u>20</u>	<u>195,400</u>	<u>223,500</u>	<u>260,400</u>
<u>21</u>	<u>197,500</u>	<u>224,700</u>	<u>261,300</u>
<u>22</u>	<u>199,700</u>	<u>226,400</u>	<u>262,300</u>
<u>23</u>	<u>201,900</u>	<u>228,100</u>	<u>263,200</u>
<u>24</u>	<u>204,100</u>	<u>229,800</u>	<u>264,200</u>
<u>25</u>	<u>206,100</u>	<u>231,100</u>	<u>265,400</u>

備考 この表は、保健師、助産師、看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

例規名 島田市特別会計設置条例

新 条 文

(特別会計)

第2条 特別会計は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

対 照 表

旧 条 文

(特別会計)

第2条 特別会計は、次のとおりとする。

- (1) 簡易水道事業特別会計
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 公共下水道事業特別会計
- (5) 省略
- (6) 水道事業特別会計
- (7) 病院事業特別会計

例規名 島田市国民健康保険税条例

新 条 文

(納期)

第14条 省略

2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

3 第15条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(税額の端数計算の特例)

第14条の2 法第20条の4の2第6項本文の規定にかかわらず、普通徴収によって徴収する国民健康保険税について、その納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

対 照 表

旧 条 文
<p>(納期) 第14条 省略</p> <p><u>2</u> <u>次条</u>の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。</p>

例規名 島田市普通公園条例

新 条 文

別表（第3条関係）

名称	位置
田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場	島田市伊太1番地の6
向田公園	島田市相賀1171番地の61
省略	

対 照 表

旧 条 文

別表（第3条関係）

名称	位置
向田公園	島田市相賀1171番地の61
省略	

新 条 文

目次

第1章

（ 省略

第5章

第6章 補則（第64条—第70条）

附則

（入居者の資格）

第6条 市営住宅に入居することができる者は、法第40条第1項の規定の適用を受け
る場合を除き、次に掲げる条件（高齢者等にあつては第2号から第6号までに掲げ
る条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災
者等にあつては第3号及び第6号に掲げる条件）を具備する者でなければならな
い。

(1) 省略

(2) その者の収入がア、イ、ウ、エ又はオに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ、
ウ、エ又はオに掲げる金額を超えないこと。

ア 省略

イ 省略

ウ その者と現に同居し、又は同居しようとする者に満15歳に達した日の属する
学年を終了する前の者がある場合 21万4,000円

エ 省略

オ 省略

(3)

（ 省略

(6)

2

（ 省略

5

（入居者の選考）

第9条 市長は、市営住宅の入居申請をした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数
を超える場合は、政令第7条各号に定める基準により調査し、住宅に困窮する度合
いの高い者から順に入居者として決定する。

2 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、抽選により入居者
を決定する。

対 照 表

旧	条	文
目次		
第1章		
		省略
第5章		
第6章		補則（第64条－ <u>第69条</u> ）
附則		
		（入居者の資格）
第6条		市営住宅に入居することができる者は、法第40条第1項の規定の適用を受け る場合を除き、次に掲げる条件（高齢者等にあつては第2号から第6号までに掲げ る条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災 者等にあつては第3号及び第6号に掲げる条件）を具備する者でなければならな い。
	(1)	省略
	(2)	その者の収入がア、イ、ウ、エ又はオに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ、 ウ、エ又はオに掲げる金額を超えないこと。
		ア 省略
		イ 省略
		ウ その者と現に同居し、又は同居しようとする者に <u>小学校就学の始期に達する までの者がある場合</u> 21万4,000円
		エ 省略
		オ 省略
	(3)	
		省略
	(6)	
2		
		省略
5		
		（入居者の選考）
第9条		市長は、市営住宅の入居申請をした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数 を超える場合は、政令第7条各号に定める基準により調査し、 <u>別に定める入居者選 考委員会に諮り、その選考した者の中から抽選により入居者を決定する。</u>
2		<u>市長は、第5条に規定する者又は前項の抽選により難しい事情があると認めるとき は、入居者選考委員会の意見を聴いて入居者を決定することができる。</u>

(入居の決定通知)

第10条 省略

(市営住宅入居の手続)

第11条 市営住宅の入居の決定を受けた者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 省略

(2) 第19条第1項の規定による敷金を納付すること。

2 省略

(同居の承認)

第12条 省略

(入居の承継)

第13条 省略

(入居決定の取消し)

第14条 市長は、市営住宅の入居者として決定した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の決定を取り消すことができる。

(1) 省略

(2) 第11条の入居の手続をしないとき。

(3) 省略

(収入の申告等)

第15条 省略

(家賃の決定)

第16条 省略

(家賃の減額若しくは免除又は徴収猶予)

第17条 省略

(家賃の徴収)

第18条 市長は、第10条の規定により指定した入居可能日から市営住宅を明け渡した日（第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しにあっては当該明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項の規定による明渡しにあっては当該明渡しの請求があった日）までの間、家賃を徴収する。

2

） 省略

4

(入居補欠者)

第10条 市長は、前条第1項の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに順位をつけた入居補欠者を定めておくことができる。

2 市長は、市営住宅の入居者に決定された者が入居を辞退したとき、若しくは入居の決定を取り消されたとき、又は入居者が市営住宅を明け渡したときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

3 第1項の入居補欠者としての資格は、次の入居者公募の日までとする。

(入居の決定通知)

第11条 省略

(市営住宅入居の手続)

第12条 市営住宅の入居の決定を受けた者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 省略

(2) 第20条第1項の規定による敷金を納付すること。

2 省略

(同居の承認)

第13条 省略

(入居の承継)

第14条 省略

(入居決定の取消し)

第15条 市長は、市営住宅の入居者として決定した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の決定を取り消すことができる。

(1) 省略

(2) 第12条の入居の手続をしないとき。

(3) 省略

(収入の申告等)

第16条 省略

(家賃の決定)

第17条 省略

(家賃の減額若しくは免除又は徴収猶予)

第18条 省略

(家賃の徴収)

第19条 市長は、第11条の規定により指定した入居可能日から市営住宅を明け渡した日（第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しにあっては当該明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項の規定による明渡しにあっては当該明渡しの請求があった日）までの間、家賃を徴収する。

2

3 省略

4

(敷金)

第19条 省略

2 市長は、第17条各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減額若しくは免除又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が別に定めるところにより当該敷金の減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててることを請求することができない。

4 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すときこれを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

5 省略

(敷金の運用等)

第20条 省略

(費用の負担義務)

第21条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（市が負担するものとして市長が別に定めるものを除く。）

(2)

↳ 省略

(5)

2 省略

3 入居者の責めに帰すべき事由によって市営住宅及び共同施設に修繕の必要が生じたときは、入居者の負担により修繕しなければならない。

(共益費)

第22条 市長は、入居者の共通の利益を図るため、前条第1項各号に掲げる費用のうち共用部分に係るものを共益費として入居者から徴収する。

2 共益費の額は、月額3,500円とする。

3 共益費については、第18条の規定を準用する。この場合において、同条中「家賃」とあるのは「共益費」と読み替えるものとする。

(収入超過者等に関する認定)

第28条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

(敷金)

第20条 省略

2 市長は、第18条各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減額若しくは免除又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が別に定めるところにより当該敷金の減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すときこれを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 省略

(敷金の運用等)

第21条 省略

(費用の負担義務)

第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、市長において必要と認めるときは、第1号に規定する修繕に要する費用の一部を市が負担することができる。

(1) 家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに市が管理する給水施設、排水施設(汚物処理槽を含む。)、電気施設、ガス施設その他省令第10条で定める附帯施設(給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分を除く。)を除くほか、市営住宅の修繕に要する費用

(2)

↳ 省略

(5)

2 省略

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項第1号に掲げる施設等に修繕の必要が生じたときは、入居者の負担により修繕しなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第28条 市長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 省略

(収入超過者に対する家賃)

第30条 第28条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第16条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 省略

3 第17条及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する家賃等)

第32条 第28条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第16条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃に相当する額を家賃として支払わなければならない。

2 省略

3 第17条の規定は、第1項の家賃及び前項の金銭に、第18条の規定は、第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(収入状況の報告の請求等)

第35条 市長は、第16条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第17条（第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減額若しくは免除又は徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減額若しくは免除又は徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 省略

3 省略

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に

2 市長は、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 省略

(収入超過者に対する家賃)

第30条 第28条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第17条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 省略

3 第18条及び第19条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する家賃等)

第32条 第28条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第17条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃に相当する額を家賃として支払わなければならない。

2 省略

3 第18条の規定は、第1項の家賃及び前項の金銭に、第19条の規定は、第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(収入状況の報告の請求等)

第35条 市長は、第17条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第18条（第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減額若しくは免除又は徴収の猶予、第20条第2項の規定による敷金の減額若しくは免除又は徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 省略

3 省略

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に

入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、政令第11条第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第39条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、政令第11条第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の明渡請求)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 入居者が第12条、第13条及び第23条から第26条までの規定に違反したとき。

(6)

↳ 省略

(9)

2 省略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4

↳ 省略

6

(準用)

第45条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第18条から第26条まで、第36条及び第40条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第18条中「第10条」とあるのは「第43条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用の開始が可能な日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第48条」と読み替えるものとする。

入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、政令第11条第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第39条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、政令第11条第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の明渡請求)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 入居者が第13条、第14条及び第23条から第26条までの規定に違反したとき。

(6)

↳ 省略

(9)

2 省略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4

↳ 省略

6

(準用)

第45条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第19条から第26条まで、第36条及び第40条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第19条中「第11条」とあるのは「第43条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用の開始が可能な日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第48条」と読み替えるものとする。

(家賃)

第52条 第49条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第16条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃の額以下で市長が別に定める額とする。

2 前項の入居者の収入の認定については、第15条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第52条第1項」と読み替えるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第16条第3項の規定を準用する。

(準用)

第53条 第49条の規定による市営住宅の使用については、前3条に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第14条まで、第17条から第26条まで、第35条から第41条まで及び第65条の規定を準用する。この場合において、第8条中「前2条」とあるのは「第51条」と、第18条第1項中「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、第35条第1項中「第16条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第17条（第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減額若しくは免除又は徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減額若しくは免除又は徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第52条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

(準用)

第62条 駐車場の使用については、第54条から前条までに定めるもののほか、第18条、第24条、第25条第1項（ただし書を除く。）及び第40条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

(敷地の目的外使用)

第67条 省略

(管理の特例)

第68条 市長は、法第47条第1項の規定により静岡県住宅供給公社（以下「公社」という。）が市営住宅及び共同施設の管理を行う場合においては、当該市営住宅及び共同施設の第2章及び前章の規定による管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。以下この条において同じ。）を公社に行わせるものとする。

2 前項の規定により公社が市営住宅及び共同施設の管理を行う場合において、市に代わって行うことができる権限は、次に掲げるものとする。

(家賃)

第52条 第49条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第17条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃の額以下で市長が別に定める額とする。

2 前項の入居者の収入の認定については、第16条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第52条第1項」と読み替えるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第17条第3項の規定を準用する。

(準用)

第53条 第49条の規定による市営住宅の使用については、前3条に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第15条まで、第18条から第26条まで、第35条から第41条まで及び第65条の規定を準用する。この場合において、第8条中「前2条」とあるのは「第51条」と、第19条第1項中「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、第35条第1項中「第17条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第18条（第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減額若しくは免除又は徴収の猶予、第20条第2項の規定による敷金の減額若しくは免除又は徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第52条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

(準用)

第62条 駐車場の使用については、第54条から前条までに定めるもののほか、第19条、第24条、第25条第1項（ただし書を除く。）及び第40条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

(敷地の目的外使用)

第67条 省略

- (1) 第4条の規定により入居者の公募を行うこと。
 - (2) 第5条（第4号から第6号までを除く。）の規定により市営住宅に入居させること。
 - (3) 第6条第3項の規定により面接させ、調査させること。
 - (4) 第8条に規定する市営住宅入居申請書を受け付けること。
 - (5) 第9条第1項の規定により調査し、入居者を決定し、又は同条第2項の規定により入居者を決定すること。
 - (6) 第10条第1項の規定により市営住宅入居決定書を交付して入居可能日を指定し、又は同条第2項の規定により入居者として決定した者に通知すること。
 - (7) 第11条第1項第1号に規定する請書を受け付けること。
 - (8) 第12条第1項の規定により同居の承認をし、又は同条第2項の規定により同居の承認をしないこと。
 - (9) 第13条第1項の規定により入居の承継の承認をし、又は同条第2項の規定により入居の承継の承認をしないこと。
 - (10) 第14条の規定により入居の決定を取り消すこと。
 - (11) 第25条第1項ただし書に規定する承認をし、又は同条第2項の規定により条件を付すこと。
 - (12) 第31条第1項の規定により明渡しを請求し、又は同条第4項の規定により明渡しの期限を延長すること。
 - (13) 第33条の規定により住宅のあっせん等を行うこと。
 - (14) 第35条第1項の規定により収入の状況の報告を求めること（前2号の実施に関し必要と認めるときに限る。）。
 - (15) 第40条第1項の規定による届出を受け付け、検査を行うこと。
 - (16) 第41条第1項の規定により明渡しを請求し、又は同条第5項若しくは第6項の規定により入居者に通知すること。
 - (17) 第57条第1項に規定する駐車場の使用の申込みを受け付け、又は同条第2項の規定により駐車場の使用者として決定し、使用決定者に通知すること。
 - (18) 第58条本文の規定により選考し、駐車場の使用者を決定し、又は同条ただし書の規定により優先的に使用させること。
 - (19) 第61条第1項の規定により駐車場の使用の許可を取り消し、又はその明渡しを請求すること。
 - (20) 第64条第1項の規定により住宅監理員を任命し、又は同条第3項の規定により住宅管理人を置くこと。
 - (21) 第65条第1項の規定により検査をさせ、又は入居者に対して指示をさせること。
 - (22) 第66条の規定により静岡県島田警察署の長に照会すること。
- 3 第1項の規定により公社が市営住宅及び共同施設の管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用についての必要な技術的読替えは、規則で定める。

(委任)

第69条 省略

(委任)

第68条 省略

(罰則)

第70条 省略

○附則第2項関係（島田市小集落改良住宅管理条例）

（島田市営住宅管理条例の準用）

第19条 島田市営住宅管理条例（平成17年島田市条例第141号）第4条、第5条（第3号及び第4号を除く。）、第9条、第12条、第24条、第59条、第60条、第62条、第65条及び第66条の規定は、改良住宅の管理について準用する。

(罰則)

第69条 省略

○附則第2項関係（島田市小集落改良住宅管理条例）

（島田市営住宅管理条例の準用）

第19条 島田市営住宅管理条例（平成17年島田市条例第141号）第4条、第5条（第3号及び第4号を除く。）、第9条、第13条、第24条、第59条、第60条、第62条、第65条及び第66条の規定は、改良住宅の管理について準用する。

新 条 文

目次

第1章 省略

第2章 子育て世代型住宅の管理（第3条—第24条）

第3章 駐車場の管理（第25条—第31条）

第4章 補則（第32条—第35条）

附則

（入居予定者の選考）

第6条 市長は、子育て世代型住宅の入居の申込みをした者の数が入居させるべき子育て世代型住宅の戸数を超える場合は、抽選により入居予定者を決定する。

（入居の決定通知）

第7条 省略

（使用期間）

第8条 省略

（入居の手続）

第9条 入居予定者は、その決定のあった日から10日以内に、次に掲げる入居の手続をしなければならない。

(1) 省略

(2) 第16条第1項の敷金を納付すること。

2 省略

3 省略

（同居の承認等）

第10条 省略

（入居決定の取消し）

第11条 市長は、入居予定者として決定した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の決定を取り消すことができる。

(1) 省略

対 照 表

旧 条 文

目次

第1章 省略

第2章 子育て世代型住宅の管理（第3条—第25条）

第3章 駐車場の管理（第26条—第32条）

第4章 補則（第33条—第36条）

附則

（入居予定者の選考）

第6条 市長は、子育て世代型住宅の入居の申込みをした者の数が入居させるべき子育て世代型住宅の戸数を超える場合は、別に定める入居者選考委員会に諮り、その選考した者の中から抽選により入居予定者を決定する。

（入居補欠者）

第7条 市長は、前条の規定により入居予定者を決定する場合において、入居予定者のほかに、補欠として、入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、前条の入居予定者が入居を辞退したとき、又は第12条の規定により入居の決定を取り消されたときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居予定者を決定するものとする。

（入居の決定通知）

第8条 省略

（使用期間）

第9条 省略

（入居の手続）

第10条 入居予定者は、その決定のあった日から10日以内に、次に掲げる入居の手続をしなければならない。

(1) 省略

(2) 第17条第1項の敷金を納付すること。

2 省略

3 省略

（同居の承認等）

第11条 省略

（入居決定の取消し）

第12条 市長は、入居予定者として決定した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の決定を取り消すことができる。

(1) 省略

(2) 第9条の入居の手続をしないとき。

(3) 省略

(所得の報告)

第12条 省略

(家賃の額等)

第13条 省略

(家賃の徴収)

第14条 市長は、入居可能日から当該子育て世代型住宅を明け渡した日（第24条第1項の規定による明渡しの請求をしたときは、当該明渡しの請求をした日）までの間、家賃を徴収するものとする。

2 省略

3 省略

4 入居者が第23条に規定する検査を経ないで子育て世代型住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(家賃の減額等)

第15条 省略

(敷金)

第16条 省略

2 省略

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

4 第1項の規定により徴収した敷金は、入居者がその子育て世代型住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、家賃の未納、次条第1項各号に掲げる費用の未払その他債務の不履行があるときは、敷金のうちからこれらに相当する額を控除した額を還付する。

5 省略

(修繕費用の負担義務)

第17条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 子育て世代型住宅及び共同施設の修繕に要する費用（市が負担するものとして市長が別に定めるものを除く。）

(2)

↳ 省略

(5)

2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項第1号に掲げる施設等に修繕の必要が

(2) 第10条の入居の手続をしないとき。

(3) 省略

(所得の報告)

第13条 省略

(家賃の額等)

第14条 省略

(家賃の徴収)

第15条 市長は、入居可能日から当該子育て世代型住宅を明け渡した日（第25条第1項の規定による明渡しの請求をしたときは、当該明渡しの請求をした日）までの間、家賃を徴収するものとする。

2 省略

3 省略

4 入居者が第24条に規定する検査を経ないで子育て世代型住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(家賃の減額等)

第16条 省略

(敷金)

第17条 省略

2 省略

3 第1項の規定により徴収した敷金は、入居者がその子育て世代型住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、家賃の未納、次条第1項各号に掲げる費用の未払いその他債務の不履行があるときは、敷金のうちからこれらに相当する額を控除した額を還付する。

4 省略

(修繕費用の負担義務)

第18条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、市長が必要と認めるときは、第1号に掲げる費用の一部を市が負担することができる。

(1) 子育て世代型住宅の修繕に要する費用（家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに市が管理する給水施設、排水施設（汚物処理槽を含む。）、電気施設、ガス施設その他の附帯施設（給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分を除く。）を除く。）

(2)

（省略）

(5)

2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項第1号に掲げる施設等に修繕の必要が

生じたときは、入居者の負担により修繕しなければならない。

(入居者の保管義務)

第18条 省略

(転貸等の禁止)

第19条 省略

(用途変更等の禁止)

第20条 省略

(迷惑行為の禁止)

第21条 省略

(所得状況の報告の請求等)

第22条 市長は、第4条の規定による入居者の資格の確認、第15条の規定による家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予又は第16条第2項の規定による敷金の減額若しくは免除又は徴収の猶予の措置に関し必要があると認めるときは、入居者及びその配偶者の所得の状況について、当該入居者、その配偶者若しくはこれらの雇主、これらの取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 省略

(明渡しの検査)

第23条 省略

(明渡請求)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入居者に対し、当該子育て世代型住宅の明渡しを請求することができる。

(1)

↳ 省略

(5)

(6) 入居者が第10条第1項及び第18条から第21条までの規定に違反したとき。

(7) 入居者が正当な理由によらないで第32条第1項の規定に基づく立入検査を拒んだとき。

(8) 省略

(9) 省略

(10) 第8条第1項から第3項までの規定に規定する使用期間又は同条第5項の規定により短縮した使用期間が満了したとき。

2 省略

3 省略

第3章 駐車場の管理

(使用の許可)

第25条 省略

(使用者の資格)

第26条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

生じたときは、同項ただし書の規定にかかわらず、入居者の負担により修繕しなければならない。

(入居者の保管義務)

第19条 省略

(転貸等の禁止)

第20条 省略

(用途変更等の禁止)

第21条 省略

(迷惑行為の禁止)

第22条 省略

(所得状況の報告の請求等)

第23条 市長は、第4条の規定による入居者の資格の確認、第16条の規定による家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予又は第17条第2項の規定による敷金の減額若しくは免除又は徴収の猶予の措置に関し必要があると認めるときは、入居者及びその配偶者の所得の状況について、当該入居者、その配偶者若しくはこれらの雇い主、これらの取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 省略

(明渡しの検査)

第24条 省略

(明渡請求)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入居者に対し、当該子育て世代型住宅の明渡しを請求することができる。

(1)

↳ 省略

(5)

(6) 入居者が第11条第1項及び第19条から第22条までの規定に違反したとき。

(7) 入居者が正当な事由によらないで第33条第1項の規定に基づく立入検査を拒んだとき。

(8) 省略

(9) 省略

(10) 第9条第1項から第3項までの規定に規定する使用期間又は同条第5項の規定により短縮した使用期間が満了したとき。

2 省略

3 省略

第3章 駐車場の管理

(使用の許可)

第26条 省略

(使用者の資格)

第27条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1)

↳ 省略

(3)

(4) 第24条第1項第1号から第8号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用者の選考)

第27条 省略

(使用料)

第28条 省略

(使用の許可の取消し等)

第29条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用の許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 第26条に規定する使用者の資格を失ったとき。

(6) 省略

(準用)

第30条 第24条第2項及び第3項の規定は、前条の取消し又は請求について準用する。この場合において、第24条中「子育て世代型住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

2 第14条、第19条、第20条及び第23条の規定は、駐車場の使用について準用する。

この場合において、これらの規定中「子育て世代型住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と読み替えるものとする。

(委任)

第31条 省略

第4章 補則

(立入検査)

第32条 省略

(警察署長への照会)

第33条 省略

(委任)

第34条 省略

(過料)

第35条 省略

別表 (第13条関係)

省略

(1)

↳ 省略

(3)

(4) 第25条第1項第1号から第8号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用者の選考)

第28条 省略

(使用料)

第29条 省略

(使用の許可の取消し等)

第30条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用の許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 第27条に規定する使用者の資格を失ったとき。

(6) 省略

(準用)

第31条 第25条第2項及び第3項の規定は、前条の取消し又は請求について準用する。この場合において、第25条中「子育て世代型住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

2 第15条、第20条、第21条及び第24条の規定は、駐車場の使用について準用する。

この場合において、これらの規定中「子育て世代型住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と読み替えるものとする。

(委任)

第32条 省略

第4章 補則

(立入検査)

第33条 省略

(警察署長への照会)

第34条 省略

(委任)

第35条 省略

(過料)

第36条 省略

別表 (第14条関係)

省略

新 条 文

(敷金)

第11条 省略

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

3 第1項の敷金は、入居者が改良住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃、割増賃料又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除する。

4 省略

対 照 表

旧 条 文
<p>(敷金) 第11条 省略</p> <p><u>2</u> 前項の敷金は、入居者が改良住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃、割増賃料又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除する。</p> <p><u>3</u> 省略</p>

例規名 島田市立学校設置条例

新 条 文

別表第1（第2条関係）

小学校

名称	位置
省略	
島田市立初倉南小学校	島田市南原10番地
省略	

別表第2（第2条関係）

中学校

名称	位置
省略	
島田市立六合中学校	島田市道悦二丁目25番1号
省略	

対 照 表

旧 条 文

別表第1（第2条関係）

小学校

名称	位置
省略	
島田市立初倉南小学校	島田市南原10番地
島田市立湯日小学校	島田市湯日564番地
省略	

別表第2（第2条関係）

中学校

名称	位置
省略	
島田市立六合中学校	島田市道悦二丁目25番1号
島田市立北中学校	島田市相賀2510番地
省略	

議案第35号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等

新 条 文

○島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（第1条関係）
（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

別表（第3条関係）

給水区域	給水人口	1日最大給水量
本通一丁目、大井町、本通二丁目、扇町、本通三丁目、幸町、中央町、日之出町、栄町、本通四丁目、柳町、大川町、横井一丁目、横井二丁目、横井三丁目、横井四丁目、本通五丁目、新町通、大津通、新田町、本通六丁目、南一丁目、南二丁目、本通七丁目、祇園町、高砂町、宝来町、旭一丁目、旭二丁目、旭三丁目、御仮屋町、向島町、河原一丁目、河原二丁目、稻荷一丁目、稻荷二丁目、稻荷三丁目、稻荷四丁目、向谷一丁目、向谷二丁目、向谷三丁目、向谷四丁目、向谷元町、三ッ合町、宮川町、中溝町、中溝四丁目、若松町、中河町、旗指、元島田、元島田東町、松葉町、道悦島、道悦一丁目、道悦二丁目、道悦三丁目、道悦四丁目、道悦五丁目、高島町、阿知ヶ谷の一部、東光寺の一部、岸町、岸の一部、細島、御請、東町、野田の一部、ばらの丘一丁目、ばらの丘二丁目、落合の一部、尾川の一部、大草の一部、千葉の一部、伊太の一部、相賀の一部、神座の一部、 <u>鵜網、伊久美、身成、阪本、船木、大柳、大柳南、中河、牧之原の一部、井口、岡田、南原、月坂一丁目、月坂二丁目、湯日の一部、高熊、福用、神尾、川根町家山の一部、川根町拔里、川根町葛籠の一部、川根町身成の一部、川根町笹間渡の一部、川根町笹間上の一部、牧之原市</u>	<u>77,400人</u>	<u>40,900 立 方 メートル</u>

対 照 表

旧 条 文

○島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（第1条関係）
 （議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第4項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

別表（第3条関係）

給水区域	給水人口	1日最大給水量
本通一丁目、大井町、本通二丁目、扇町、本通三丁目、幸町、中央町、日之出町、栄町、本通四丁目、柳町、大川町、横井一丁目、横井二丁目、横井三丁目、横井四丁目、本通五丁目、新町通、大津通、新田町、本通六丁目、南一丁目、南二丁目、本通七丁目、祇園町、高砂町、宝来町、旭一丁目、旭二丁目、旭三丁目、御仮屋町、向島町、河原一丁目、河原二丁目、稻荷一丁目、稻荷二丁目、稻荷三丁目、稻荷四丁目、向谷一丁目、向谷二丁目、向谷三丁目、向谷四丁目、向谷元町、三ッ合町、宮川町、中溝町、中溝四丁目、若松町、中河町、旗指、元島田、元島田東町、松葉町、道悦島、道悦一丁目、道悦二丁目、道悦三丁目、道悦四丁目、道悦五丁目、高島町、阿知ヶ谷の一部、東光寺の一部、岸町、岸の一部、細島、御請、東町、野田の一部、ばらの丘一丁目、ばらの丘二丁目、落合の一部、尾川の一部、大草の一部、千葉の一部、伊太の一部、相賀の一部、神座の一部、阪本、船木、大柳、大柳南、中河、牧之原の一部、井口、岡田、南原、月坂一丁目、月坂二丁目、湯日の一部、牧之原市坂口の一部	<u>74,000人</u>	<u>35,300 立方メートル</u>

○議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（第2条関係）

（議会の同意を得るべき公の施設）

第3条 公の施設のうち、これを廃止し、又は10年を超える期間にわたり、かつ、独占的に利用させようとするとき、議会において3分の2以上の者の同意を得なければならないものは、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 省略

○島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（第3条関係）

（布設工事監督者の資格）

第3条 省略

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格を有する者は、次に掲げる者とする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 省略

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した

○議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（第2条関係）

（議会の同意を得るべき公の施設）

第3条 公の施設のうち、これを廃止し、又は10年を超える期間にわたり、かつ、独占的に利用させようとするとき、議会において3分の2以上の者の同意を得なければならないものは、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 簡易水道事業施設

(3) 省略

○島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（第3条関係）

（布設工事監督者の資格）

第3条 省略

2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「あつては1年以上」とあるのは「あつては6月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と読み替えるものとする。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格を有する者は、次に掲げる者とする。

(1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 省略

(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了し

後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 省略

(6) 省略

○附則第3項関係（島田市水道事業給水条例）

附 則

（施行期日）

1 省略

（経過措置）

2 省略

3 省略

（島田市簡易水道事業給水条例の廃止に伴う経過措置）

4 島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和2年島田市条例第 号）第4条の規定による廃止前の島田市簡易水道事業給水条例（平成17年島田市条例第167号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

た後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 省略

(6) 省略

2 簡易水道又は1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と読み替えるものとする。

○附則第3項関係（島田市水道事業給水条例）

附 則

（施行期日）

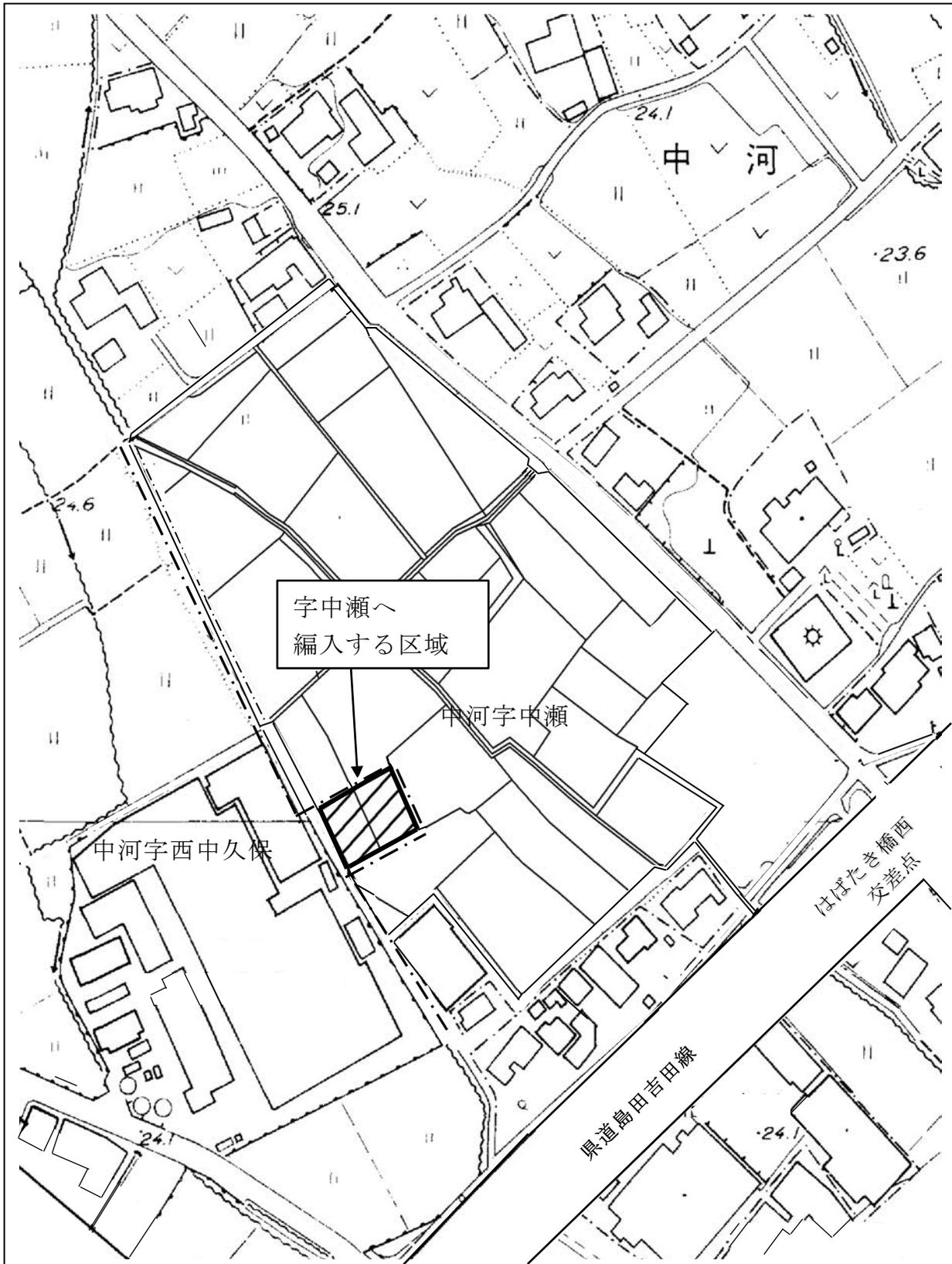
1 省略

（経過措置）

2 省略

3 省略

位置図（字の区域の変更）



辺地総合整備計画図

